

Hong Kong Tax Alert

15 November 2018
2018 Issue No. 15

香港が、金融商品の税務上の取扱いをHKFRS第9号に基づく公正価値会計処理に一致させる法案を導入

納税者が関連する選択を行い、HKFRS第9号の下で認識された予想信用損失(以下「ECL」)および帰属する利息、金融商品から認識した会計上の損益は、一定の例外を除き、一般的に課税対象となります。ただし、本質的に収入でかつオンショアでなければなりません。すなわち、未実現損益は課税または損金算入の対象となり、税務上の観点からの受取利息および費用の認識時期では、HKFRS第9号の規定に従います。

立法上の背景

2018年1月1日以降に開始する会計期間に適用される、香港会計基準第9号(以下「HKFRS第9号」)、またはそれに相当する国際会計基準(以下「IFRS第9号」)に基づき、より多くの金融商品に関する資産及び負債は、基本的に公正価値で会計処理される必要があります。本アラートにおけるHKFRS第9号への参照は、IFRS第9号への参照でもあります。

2013年11月の最終法院のNice Cheer¹案件に対する判決で判示した通り、会計処理の基礎には、税務目的では未実現または見込とみなされる損益が含まれる可能性があるため、場合によっては課税対象外または損金不算入になります。

Nice Cheer 案件の判決は、納税者がHKFRS第9号(旧HKAS第39号)に基づき認識した会計上の損益について、税務申告で未実現損益を除外する税務調整を行わなければならないことを意味します。

しかし、Nice Cheer 案件の判決にかかわらず、多くの納税者は、公正価値ベースで申告することを希望しています。そうすることで、納税者は申告目的で取引を実現ベースで追跡する手間を省くことを期待しています。

¹ Nice Cheer Investment Limited v CIR FACV 23/2012

内国歳入庁(以下「IRD」)は、納税者の要求に応える臨時措置として、2013/14年度以降納税者による公正価値基準での申告を受け入れています。

より明確な方向を提示するように、政府は、当該臨時措置を内国歳入法(以下「IRO」)に取り組むために、2018年度内国歳入法改正法案(7号)(以下「法案」)²を導入しました。

法案の主要な規定

選択要件 経過・脱退措置に関する特定の規定

すべての納税者にとって、実現主義に基づく租税査定が基本姿勢となります。HKFRS第9号に基づく財務諸表を作成し、税務上の取扱いを会計処理と一致させたい希望者は、IROのセクション18H案に従って書面による選択を行うことができます。

いったん選択すると、この会計上の取扱いと一致させる税務上の取扱いは、当該年度とその後のすべての年度の評価に適用されます。さらに、法案が適用されていたかのように、課税対象または損金算入となった過年度のすべての損益は、選択を行った評価年度においても課税対象または損金算入となります。

当該選択は下記の場合において失効となります：(i) 納税者がHKFRS第9号に基づく財務諸表の作成を中止した場合；または、(ii) 内国歳入庁長官(以下「CIR」)が、納税者による選択取り下げの書面申請を承認する場合。CIRは当該取り下げについて、商業上の理由があり、租税回避が主目的または主目的の一つではないと認めれば、当該申請を承認する可能性があります。当該取り下げは、CIRが指定した評価年度から適用されます。

上記の(i)または(ii)の場合、納税者が当該取り下げ年度直前の査定年度末までに保有するすべての金融商品は、当該取り下げ年度の初日での公正価値により処分・再取得され、または分配・再承継されたとみなされます。

² 金融商品の税務上の取扱いをHKFRS第9号に基づく公正価値会計処理と一致させるための規定の制定とは別に、当該法案は次の規定を含んでいます：(i) 海外の輸出信用機関に支払う利息に対する損金算入の承認；(ii) 金融口座情報に係る税務情報の自動交換協定を実施するための規定の改良；(iii) 訪問教員や研究者の収入の潜在的な二重非課税の回避；(iv) 給与所得税の扶養兄弟姉妹控除に関する兄弟関係の定義の改訂。これらの他の事項については、本アラートでは説明していません。

会計上と税務上の取扱いが一致していない場合における例外の適用

税務と会計処理を一致させる当該法案の規定は、IROの既存規定と異なる定めがあっても一般的に優先されますが、新たな規定ではIROの下に関連する対象の資本性収入およびオンショア・オフショア性質に影響を及ぼしません。

さらに、法案はこの制度の下で、金融商品の会計処理と税制上の取扱いが一致しない場合のための特定の例外を規定しています。当該の例外について下記で説明します。

ECL形式の金融資産の減損損失

信用損失事象が発生したかどうかにかかわらず、HKFRS第9号は企業に対し、当初認識の日に、貸付金および売掛金を含む(純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)されないもの)、様々な金融資産に対するECLの引当金の形としての減損損失を認識することを要求しています。

従前、HKAS第39号に基づき、企業は発生損失事象の結果で生じた減損のみを考慮してきました。将来の損失可能性のある事象に関する影響については、たとえ予期されたとしても考慮されませんでした。

HKFRS第9号では、企業が減損の見積りの決定に際して考慮すべき情報の範囲が広範となるECLモデルを導入しました。この広範囲なECLモデルでは、将来事象が発生する可能性を考慮しなければならない、より早期かつ多額の減損認識につながると考えられます。

HKFRS第9号に基づくECLモデルに適用されるための原則法と簡便法

HKFRS第9号に基づくECLモデルへの適用について、主に2つの方法があります。原則法は3ステージに分けており、「信用リスクの著しい増加」、「12カ月予想信用損失」および「全期間予想信用損失」といった、新しい概念をいくつか導入しています。

原則法では、ステージ1において、12カ月予想信用損失のみがECLに認識されます。しかし、当該金融資産がそれぞれ要注意および不履行とみなされ、信用リスクが著しく増加した場合、全期間予想信用損失がステージ2とステージ3でECLに認識されることとなります。HKFRS第9号では、ステージ3で認識されたECLのみが信用減損(credit-impaired)とみなされます。

一方、HKFRS第9号は、原則法の適用が実務上に複雑であると認識しており、そのため、営業債権、契約資産およびリース債権の金融資産に関してECLを算定する場合、特定の条件の下で簡便法を適用することが認められています(または、いくつかの場合には簡便法の適用が求められます)。

簡便法においては、信用リスクの著しい増加を認識するための継続的なモニタリングを実施する必要はありません。むしろ、企業は全期間予想信用損失を常に測定することが求められます。

ECLの損金算入に関する規定

IROのセクション18K(3)の提案では、香港において貸金業の通常の事業過程で生じた貸出金および営業債権(当初は香港で取引収益に含まれていた)について、HKFRS第9号に基づいてECLとして認識された減損損失は損金算入を認めることを規定しています。ただし、当該金融資産が信用減損していなければなりません。

「信用減損」という表現は、法案で定義されていませんが、HKFRS第9号で定義されています。この場合、HKFRS第9号に基づく「信用減損」という表現の定義は、IROのセクション18K(3)の解釈に適用されます。

HKFRS第9号においては、「金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える一つまたは複数の事象が発生している場合には、信用減損している。金融資産は信用減損している証拠には、次の事象に関する観測可能なデータが含まれる:

- a) 発行者又は債務者の重大な財務的困難
- b) 契約違反(債務不履行又は期日経過事象など)
- c) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済的または契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- e) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
- f) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープレスキューで購入又は組成したこと

単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損を生じている場合がある。」

通常の営業過程での売却以外による信用減損貸出金の異動

IROのセクション18K(6)－(8)の改正案は、ECLの損失引当金を伴う金融機関の信用減損貸出金が、譲渡人の通常の業務過程における売却以外で移転され、かつ過去に譲渡人に対してECLに係る損金算入が認められていた場合に関する税務上の取扱いについて、規定しています。

これらの規定は下記の場合について明記しています:
(i) 譲渡人と譲受人が当該移転日に、香港で貸金業務を運営しており、過去に譲渡人に対して認められていた損金算入は譲受人に対しても認められたものとして扱われます(これにより、譲受人による事後のECLの回収は明示的に課税対象となります); および、(ii) それ以外の場合においては、過去に損金算入が認められた金額は、譲渡人のトレーディング利益とみなされます(これにより、以前に譲渡人に対して認められた損金算入はクローバックされます)。

その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する収益勘定における資本性金融商品の処分

HKFRS第9号において、FVOCIを通じて測定された資本性金融商品に関する公正価値の変動は、その他の包括利益(以下「OCI」)を通じて年間ベースで認識されます。当該金融商品の処分時点で、OCIを通じて認識された累積損益は損益計算書に振り替えられませんが、資本の範囲内で移転される場合があります。

IROのセクション18L(2)案は、収入勘定で保有されている資本性金融商品について、OCIに反映された公正価値の変動は、年間ベースで益金及び損金不算入となります。その代わりに、当該金融商品に関する累積的損益は、処分年度にのみ益金または損金に算入されることとなります。

企業自身の信用リスクによる金融負債の公正価値の変動

HKFRS第9号において、FVTPLでの公正価値オプションにより指定された、企業の金融負債の公正価値変動は損益計算書に認識されます。例外として、通常、企業自身の信用リスク(すなわち、企業自体の特定の負債に対する不履行リスク)に起因する変動は年間ベースでOCIで認識されます。当該OCIに認識された公正価値の変動は、金融負債の認識中止時に損益計算書に振り替えられることはありません。

IROのセクション18L(3)案において、収益勘定に保有されているFVTPLでの公正価値オプションにより指定された金融負債について、OCIで認識された公正価値の変動は、年間ベースでは、益金または損金不算入であることが明記されています。その代わりに、OCIに認識された発行体自体の信用度に関する累積的損益は、金融負債が認識中止となった年度にのみ益金または損金に算入されます。

転換社債の税務上の取扱い

HKAS第32号において、オプションの権利が固定数の発行体の株式と固定額の現金を交換するものである場合、転換社債(負債証券を発行体の株式に転換するオプションを債券保有者に提供するもの)の発行体は、その財政状態計算書(または貸借対照表)に当該負債証券の負債および資本の構成要素(すなわち、オプション権)を区別処理することが求められます。

当初認識において、発行体は、(資本構成要素がないものとして)負債部分を公正価値で測定することが要求され、資本部分は転換社債全体の公正価値と負債部分の公正価値との差額となります。その後、発行体は、転換社債の償還価格と当初認識された当該転換社債の負債部分との差額である割引・プレミアムを損益計算書において償却する必要があります。

法案のセクション18L(6)は、当該転換社債の資本部分に帰属する割引・プレミアムの部分は損金不算入であることを規定しています。

利息費用のように処理される優先株配当の損金不算入

法案のセクション18L(7)は現行の査定原則と整合的に発行した優先株に関してHKFRS第9号に基づいて認識された利息、割引、プレミアムまたは費用は損金不算入と明記しています。

潜在的な移転価格の調整に従い、HKFRS 第9号に基づく帰属利息は無視される

HKFRS第9号では、独立企業間価格原則に基づかない貸付または債務保証(無利息貸付または低利貸付など)は、実効金利法による償却原価で測定されます。実効金利法において、利息は契約条件に規定されているものに加えて、当該貸付金または負債証券に帰属することがあります。

しかしながら、セクション18L(9)の法案は、課税または損金算入の対象となる貸付金または負債証券に関する損益、収入または費用の額は、当該貸付金または負債証券の契約条件に従うものとしており、税務目的上は帰属された利息は除外されることを規定しています。

ただし、貸付金または負債証券を伴う取引が、香港が最近法制化した移転価格制度への遵守が免除される「特定国内取引」として認められない場合、IRDは当該取引に対する移転価格調整を行うためのIROのセクション50AAFまたは50AAKの援用の可能性を否定しないでしょう。

発効日

法案の規定は、2018年1月1日以降に開始する査定年度より適用されます。

論評

弊事務所はこの法案の導入を歓迎し、これにより税務上の目的のための公正価値会計の選択適用についての法的裏付けになります。この香港における法的措置は、税務申告において公正価値会計の適用が必須となるシンガポールよりも柔軟な対策を取ったこととなります。

ここで注意しておきたいのは、貸付金および売掛金などの金融資産に関するECLの損金算入を認めるセクション18K(3)は、不良債権に対する損金算入を規制するセクション16(1)(d)とは明らかに、別個かつ独立した追加条項です。このように、上述の規定は同一の対象に対処することになります。

セクション18K(3)はおそらくより客観的な会計原則と証拠に基づいていますが、セクション16(1)(d)に基づく不良債権に対する損金算入では比較的の主観的であると一般的に考えられています。セクション16(1)(d)に基づく損金算入条件の一つは、納税者は債務が悪化したことを税務査定官に証明できるかどうかです。

政府は、これらの規定による税務上の結果が異なる場合において、当該規定がどのように機能するかについて明確にする必要があるでしょう。

さらに、政府は、香港がシンガポールに従うべきか、そして、特定の条件の下で、銀行や適格金融機関に対して、信用減損でない貸付金または負債証券に関するECLの損金算入を認めるかどうかを検討するでしょう。香港がシンガポールと同様の規則を採用することで、香港の金融機関はシンガポールの同等の機関と、より公平な競争の場で競い合うこととなります。

また、政府は、譲渡人がセクション18K(6)–(8)に基づく通常の営業過程以外での譲渡(上記のコメントを参照)について、過去に金融機関として認められたECLの損金算入のクローバックの理由を説明する必要があるかもしれません。

当該譲渡は、通常の業務過程で売却されたものではない可能性がありますので、香港が最近法制化した移転価格制度の下での独立企業の条件に基づく譲渡である限り、以前譲渡人に認められたECLの損金算入を完全にクローバックする必要はないように考えられます。

さらに、政府は転換可能な負債証券に関して、HKFRS第9号に基づいて認識された利息、割引、プレミアムまたは費用の一部が、セクション18L(6)に基づいて有価証券の資本構成部分に起因するものとみなされ、損金算入が認められない理由を詳述する必要があるでしょう。当該利息、割引、プレミアムまたは費用は、転換社債の負債部分と完全に関連しているようにみられるため、詳しい説明が必要になります。

法案の多くの条項は複雑ですので、本法案にご意見がある場合は、政府に貴社の意見を適切な方法で伝達するために、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。

EY Contacts

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

Hong Kong Business Tax Services Partners, Ernst & Young Tax Services Limited

Agnes Chan
+852 2846 9921
agnes.chan@hk.ey.com

Wilson Cheng
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

May Leung
+852 2629 3089
may.leung@hk.ey.com

Grace Tang
+852 2846 9889
grace.tang@hk.ey.com

Karina Wong
+852 2849 9175
karina.wong@hk.ey.com

Jo An Yee
+852 2846 9710
jo-an.yee@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03007535
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

